

上峰町民設民営保育所（認定こども園）誘致に係るプロポーザル募集要項

令和5年1月24日

上峰町住民課

1 募集の趣旨

上峰町には、幼保連携型認定こども園が3施設ありますが、近年、女性の社会進出により保育を希望される方が増加している状況の中、育児休暇後や出生による0歳児から2歳児を中心とした待機児童の発生を解消できない状況となっています。また、本町の施策として人口1万人を目指しており、中心市街地開発も進んでいることから、今後子どもの人口が増加すると見込んでいます。更には、国は障がい児や医療的ケア児等への支援の充実を打ち出しており、本町はこれらの現状課題の解決を目指すべく、保育施設を新設し子育て環境を整備していく方針です。

以上の事を踏まえ、民間団体等が有するノウハウ、専門知識を生かし、保育サービス量の確保やさらなる保育サービスの向上を図りながら、本町と共に課題解決に向けて上峰町内に民設民営による保育所又は認定こども園を整備し、運営していく協定を結ぶ団体を募集します。

2 業務の概要

(1) 名称

上峰町民設民営保育所(認定こども園)誘致事業

(2) 協定期間

協定締結の日から5.(7)で協議した期間までとする。

(3) 募集方式

公募型プロポーザル方式により実施

3 募集等のスケジュール

No.	内容	日程	備考
1	募集要項の公表	令和5年1月24日	町ホームページに掲載
2	質疑受付	令和5年1月31日 12時まで	質問書(様式1)をメールにより提出すること
3	募集要項の質疑回答期限	令和5年2月3日	期限までに、町ホームページに掲載
4	参加申込受付	令和5年2月8日 17時必着	プロポーザル参加申込書(様式2)に必要書類を添付して提出
5	提案書の提出	令和5年2月15日 17時必着	提案書(様式3)に関係書類を添付して提出
6	プロポーザル選考会	令和5年2月20日 午後予定	参加者決定後に、参加者へ時間を連絡する

7	審査結果通知発送	令和5年3月6日予定	
8	協定締結	令和5年3月24日予定	
9	設置者による施設建設	令和6年度中	協定締結後から、施設設置の準備を開始
10	新たな保育所（認定こども園）の開園	令和7年度中	

4 保育所（認定こども園）整備概要

(1) 整備施設

保育所又は認定こども園（保育所型、幼保連携型）とし、いずれの施設を選択しても評価には影響しないこととする。

(2) 入所児童

0歳から小学校就学前までの全年齢を対象とする。

(3) 定員

定員は60人以上(2号と3号認定は45人以上)とし、必ず0歳児、1歳児、2歳児の枠を設定すること。

また、定員構成は、0歳児≦1歳児≦2歳児≦3歳児≦4歳児≦5歳児となるように設定のこと。

※認定こども園として、1号認定の定員を追加設定することは可能。

(4) 開所日

祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月曜日から土曜日までとする。

(5) 開所時間

11時間以上

(6) 保育料以外の負担金

保護者の費用負担を最小限とするよう努めること。

(7) 給食

自園調理による給食を提供すること。

(8) 医療的ケア児保育やその他の事業について

医療的ケア児及び保護者への対応に係る支援体制を整備するとともに、町全体の入所調整等に協力すること。また、病児病後児保育事業、障がい児及び発達支援を要する子どもの保育等積極的に受入れるための独自の取り組み等については、任意とする。ただし、これらの事業の有無や積極性は選定の際の審査対象とする。

(9) 開設時期

令和7年度

5 施設整備予定地

- (1) 所在地 上峰町大字坊所 1551 番地 1 他地内 旧大型商業施設跡地
(2 階部分の可能性あり)

- (2) 面積 全体面積約 900 m²
- (3) 地目 宅地及び雑種地
- (4) 用途区域 なし
- (5) 都市計画区域 非線引き
- (6) 所有者 合同会社つばきまちづくりプロジェクト
- (7) 土地

土地は施設整備年度を除き、20年から30年程度を無償貸与とします。詳細については、選定業者と協議の上定めます。

6 施設整備に係る補助金

施設の整備については、上峰町保育所等整備費補助金交付要綱及び上峰町認定こども園施設整備費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助金の交付を予定しています。

なお、本件は整備運営事業者を決定するものであり、補助金を見込んだ整備事業を行う計画が選定された場合でも、補助金の交付には、国、佐賀県及び本町の補助事業制度の継続と予算の成立、別途補助金の申請手続きが必要となりますので、整備運営事業者の決定をもって、補助金額を確約するものではありません。

7 応募資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 保育所、認定こども園又はその他保育施設（以下「保育所等」という。）の運営実績がある事業所であること。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号に定める事項に該当しないこと。
- (3) 子ども・子育て支援法第40条第2項に規定する同法第31条第1項の申請をすることができない者に該当しないこと。
- (4) 法人等の役員又はその長が子ども・子育て支援法施行令第18条第2項第5号に掲げる者に該当しないこと。
- (5) 法人等の役員又はその長に、上峰町暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号並びに第4号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) その他、資格審査において不相当であると認められない者であること。

8 応募条件

協定期間は、協定締結の日から5.(7)で協議した期間までとする。ただし、協定締結の日から供用開始の日までは、施設の建設と開園の準備期間とする。

9 質問書の提出及び回答

質問は、質問書（様式1）により、電子メールで13 申込み・問い合わせ先に提出してください。なお、メールの送信後、必ず電話により送信確認をしてください。

※ 電子メールの件名を「【質問】上峰町民設民営保育所（認定こども園）誘致に係るプロポーザル」としてください。

(1) 質問書の受付期間

令和5年1月24日（火）～令和5年1月31日（火）12時まで

(2) 質問書の回答方法

質問に対する回答は、令和5年2月3日（金）までに本町ホームページに掲載する。ただし、質問の内容により、事業者選定に公平性を保てないと判断した場合は、回答しない。

なお、質問に対する回答は、当該プロポーザルに係る募集要項等の追加又は修正とみならず。

10 参加申込

参加申込書（様式2）に関係書類を添えて、13 申込み・問い合わせ先に提出してください。提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は参加資格を得られません。

(1) 参加申込の受付期間

令和5年1月24日（火）～令和5年2月8日（水）17時必着

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は、令和5年2月8日（水）必着のこと。持参する場合は、土・日曜日を除く8時30分から17時までの時間に持参のこと。

(3) 参加申込書関係書類

ア 法人等調書（様式5）

イ 現在実施している事業の概要（様式6）

ウ 定款

エ 法人等役員一覧（様式7）

オ 直近3年間の決算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）

※保育施設を運営する事業以外の事業を含む法人全体の財務内容のわかる決算書類

カ 誓約書（様式8）

11 提案書の提出

提案書に関係書類を添えて、13 申込み・問い合わせ先に提出してください。

(1) 提案書の提出期間

令和5年2月6日（月）～令和5年2月15日（水）17時必着

(2) 提出方法

郵送又は持参とする。郵送の場合は、令和5年2月15日（水）までに必着のこと。持参する場合は、土・日曜日・祝日を除く8時30分から17時までの時間に持参のこと。

(3) 提出書類のサイズ及び提出部数

書類のサイズは、A4版縦とする。ただし、図面等は、A4サイズに収まるように折り込むこと。提出部数は正本1部、副本7部の計8部とする。

(4) 提出書類

ア 提案書（様式3）

提案は、後記12（3）の審査項目ごとの主な評価視点を参考として作成すること。

イ 計画平面図

- ・施設のレイアウトがわかる平面図を提出すること。調乳室、便器、手洗い設備、収納、医務スペース、調理設備等についても可能な限り記載し、A3版横で作成のこと。また、乳児室、保育室、遊戯室については、床面積（ロッカー等固定物を除いた実面積）を記載すること。
- ・施設の平面図は、審査結果通知後に、本町又は佐賀県との協議により、変更となる場合がある。

ウ 計画平面図の面積計算書一覧（乳児室、保育室、遊戯室）

エ 新施設運営に係る1年間の収支見積書（様式4）

(5) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提案書等の提出書類は、返却しないものとする。
- ウ 提出書類は、本プロポーザル審査のために使用し、複製、頒布等することができるものとする。
- エ 協定締結者の提出書類は、公開することができるものとする。ただし、それ以外の者の提出書類は、原則非公開とするが、上峰町情報公開条例の規定による請求に基づき、同条例に規定する非開示情報を除き、開示することができるものとする。
- オ 提出された書類について、本プロポーザル審査以外に提出者に無断で使用することはない。

1.2 審査・選定方法

上峰町民設民営保育所（認定こども園）誘致に係るプロポーザル審査要領により、提案内容等について総合的に審査し、評価点の総合計が60点以上の者で最も高かった者を最優先交渉権者とします。選ばれた最優先交渉権者は、協定締結候補者として本町と実情に応じた詳細部分について確認を行い、最終的に合意した場合に協定締結となります。

なお、合意に至らなかった場合は、次点の者を協定締結候補者として交渉を行うこととします。それでも合意に至らない場合には、以後繰り返しとします。

(1) 書類審査

本要項に規定する条件等について、下記の審査項目に基づき提出書類により審査する。

(2) 面接審査

事業者ごとにプレゼンテーションを行う。各事業者の持ち時間は45分以内とする。その後、審査員による質疑を行う。

(3) 審査項目

事業者選定は、次の審査項目に基づき審査する。

No.	審査項目	主な評価視点	最高点
1	施設の整備運営	<ul style="list-style-type: none">・ 予定している建物や園庭の特徴など、独自の創意工夫は期待できるか。・ 医療的ケア児等に対応した部屋や設備を整備し看護師等についても確保することはできるか。・ 年齢別の受入児童数の考え方は適切か。また、一時的に定員数以上の子どもを弾力的に受入れるだけの面積は確保されているか。	20
2	保育内容等	<ul style="list-style-type: none">・ 教育、保育理念や方針及び具体的な保育目標や指導計画等は十分期待できるか。・ 医療的ケア児等の支援を必要とする子どもの受入、支援体制等が十分検討されているか。	20
3	職員	<ul style="list-style-type: none">・ 教育、保育の提供に必要な職員を確保できるか。・ 職員の育成、研修について、具体的な計画を有しているか。	20
4	給食	自園調理により、季節感のある給食やアレルギーに対する配慮、離乳食等の対応などは評価できるか。	10
5	安全・衛生管理	<ul style="list-style-type: none">・ 事故や災害、不審者に対応する対策が十分検討されているか。・ 子どもや職員の衛生、健康管理の対策が十分検討されているか。	10
6	法人等の運営状況	<ul style="list-style-type: none">・ 役員構成や財務運営状況が適切であり、健全で安定した運営が期待できるか。・ 既に運営している保育所等の運営状況は評価できるか。	10
7	保護者対応、地域との交流等について	<ul style="list-style-type: none">・ 保護者及び地域住民との信頼関係の形成について、検討されているか。	10

(4) 同点の場合

評価点の総合計が同点となった場合は、同点となった者のうち審査項目 No.1、2、3の合計点の高い者から優先交渉権者とし、それでも決まらない場合は審査会長が決定するものとする。

(5) 選定結果の公表

選定結果については、参加者全員に通知するとともに、審査の公平性、透明性を期すため、結果を本町ホームページに掲載する。

13 申込み・問い合わせ先

担	当	上峰町住民課 子育て支援係		
所	在	地 〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 383 番地 1		
電	話	番 号 0952-52-7412		
フ	ァ	ク	ス	0952-52-4935
E	メ	ール	jumin@town.kamimine.lg.jp	